

現代年金会計の機能と特徴

加 藤 盛 弘

目 次

- I はじめに
- II 現代年金会計の処理方法
- III 初期年金会計規定
 - 『会計研究公報』第36号と第47号—
- IV 現代年金会計原則の形成
- V 現代年金会計の機能と特徴

I は じ め に

今日、アメリカにおける会計は第3の大転換期にあると考える。しかも、それはたんなる理論レベルの転換期ではない。それを通りこして、制度上・実務上の転換期である。1930・40年代に確立した原価評価・実現・原価配分を基本的枠組として客観性を標榜する近代会計は、評価替・見積・測定（配分に対立する意味での）をとめない、主観性を不可避的要素として含む現代会計実務の登場の前に、論理的に対処不能となっている。今日の会計界の基本的方向は、その現代会計実務の導入の積極的推進であり、それともなう制度的論理の構築・整備を精力的に進めることである。そ

1 アメリカ会計の転換期をどのように理解するかについては、必ずしも定説があるわけではない。わたくし自身の理解は、第一の転換期は20世紀初頭から1910年代頃までのアメリカ会計学の確立期であり、第二の転換期は1930・40年代の近代会計の確立期に、そして、第三の転換期は1960・70年代のいわゆる現代会計の制度上・実務上での導入期にあると考える。

の一つの重要なあらわれが FASB による財務会計概念ステイトメント・シリーズの作業である。

さて、現代年金会計はその現代会計実務のまさしく典型例である。伝統的会計においては、年金が退職した従業員に支払われたときか、または年金基金に現金が拋出されたときに、企業は年金費用を計上した。つまり、現金支出にもとづいて年金費用を計上する方式をとってきた。これに対して現代の年金会計は現金支出にもとづいて年金費用を計上するのではない。保険数理士 (actuary) なる専門家が退職後に従業員に支払われるであろう年金給付総額を見積り、それを従業員の雇用期間中に割りつけて計算するのである。したがって、現代年金会計では年金費用は実際の支払額によってではなく、将来の年金支払額の見積によって計上される。その見積は、平均寿命、中途退職率、インフレ率、予想投資利益率等の仮定に依存する。それらの計算は保険数理士なるプロフェッショナルが保険数理法を用いて計算するとはいえ、将来事象の予測にもとづく見積であることにはかわりはない。したがって、見積が実際と一致することはまずない。現代年金会計はそのような見積にもとづいて、退職後に支払われるであろう年金給付を従業員の雇用期間中に計算し、費用と負債として認識・計上するのである。その会計処理の詳細はのちに考察するが、現代年金会計はこのような将来事象を予測しての、費用・負債の見越計上であることによって、伝統的な現金主義による年金費用の計上額をはるかに超えるものになることは当然であろう。堤教授は巨額の年金費用を計上している8社の年度別計上額を第1表のようにまとめられている。年金費用は確実に増大していることがわかる。

また、売上規模上位100社の年金給付債務、年金基金資産、年金費用の合計は、Standard & Poor's Compustat Services Inc. の調査によれば、第2表のようにきわめて巨額になっている。年金給付債務の純資産に対す

第1表 巨大8社の年金費用計上額 (単位 100万ドル)

| 企業名 | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 | 1980 | 1981 |
|------------|----------|----------|----------|----------|-------|----------|
| AT & T | \$ 1,843 | \$ 2,056 | \$ 2,354 | \$ 2,615 | \$ — | \$ 3,374 |
| G M | 1,071 | 1,208 | 1,327 | 1,572 | 1,922 | 1,494 |
| I B M | 590 | 704 | 877 | 971 | 1,109 | 1,060 |
| Ford Motor | 506 | 624 | 703 | 811 | 763 | 655 |
| Exxon | — | 319 | 391 | 546 | 713 | 582 |
| G E | 240 | 319 | 381 | 413 | 478 | 549 |
| Du Pont | 213 | 260 | 302 | 426 | 464 | 457 |
| US Steel | 221 | 235 | 364 | 390 | 347 | 396 |
| 合計 | 4,684 | 5,725 | 6,699 | 7,744 | 5,796 | 8,567 |

出所：堤一浩「年金会計」宮上一男編『現代の会計』〔I〕世界書院
1984年 154頁。合計欄は筆者が付加した。—は利用しうる資料がないことを意味する。

第2表 売上規模上位100社の年金関係項目合計
(単位 100万ドル)

| 項目 | 1981年 | 1982年 |
|-------------|-----------|-----------|
| A. 年金給付累積債務 | 156,049.6 | 136,474.9 |
| B. 年金基金資産 | 164,438.9 | 134,135.0 |
| C. 年金費用 | 18,459.8 | 14,636.5 |
| D. 純資産 | 453,059.2 | 401,751.8 |
| E. D/A (%) | 34.44% | 33.97% |

Business Week, September 14, 1981, August 9, 1982, に
より作成。

る割合は3分の1を超えている。これらの数字は現代年金会計がいかに大規模に展開されているかを示している。そこで、以下、現代年金会計の処理方法の内容とそのことが会計上の費用および利益にどのような影響を与えるかについて考察してゆこう。²

2 現代年金会計の処理方法とその機能については、すでに、つぎの諸論文によって考察されている。堤一浩「年金会計」宮上一男編『現代の会計』〔I〕, 世界書院第4章, 1984年, 同「年金負債会計の一考察」『産業経理』第43巻第3号 (1983年10月)。村瀬儀祐「年金会計原則の展開」『高知論叢』第15号 (1982年11月)。

II 現代年金会計の処理方法

1. 年金会計処理の基本過程

私企業の年金制度 (年金プラン・pension plan)³ は過去 数10年の間に急速に発展したという。そこでは保険数理士が諸々の仮定にもとづいて、保険数理法を用いて年金給付を計算する過程を必然的に内包している。その年金給付の見積計算はプロフェッショナルの判断を必要とする複雑なものである。しかし、年金会計の基本過程自体は決して複雑なものではない。

デビッドソンたちの『中級会計学』にしたがって、年金会計の基本過程を説明しよう⁴。

(1) 企業 (年金スポンサー) 側の基本プロセス

- (i) 雇用者 (企業) は、年金を受給する従業員の適格性、従業員に対する保証のタイプ、基金拠出の方法、年金プランの管理者などを明確にして、年金プランを設定する。プランの基金積立機関 (plan's funding agent) は一般には銀行または保険会社である。
- (ii) 雇用者は一定の方式にしたがって、年金費用を計算し、その金額を「年金費用」の借方と、「年金負債」の貸方に記入する。この過程を「年金債務の費用化」(expensing pension obligations) という。

3 年金プランには給付額規定プラン (defined-benefit plans) と拠出額規定プラン (defined-contribution plans) とがある。前者の給付額規定プランにおいては、雇用者は一定の算式にもとづいて計算される年金給付額の支払を従業員に保証し、その支払がなされるようにプランへの拠出を行なう。年金給付の算定方式の典型は、勤務年数×比率×最高給与である。今日ではほとんどの企業が給付額規定プランをとっているという (Davidson, Stickney and Weil, *Intermediate Accounting*, The Dryden Press, 1981, para. 19.15)。後者の拠出額規定プランにおいては、雇用者は従業員が受取る年金給付額を規定せずに、年金プランに拠出する金額について保証する。したがって、従業員が受取る年金給付金額はその拠出された基金の投資利益によって左右されることになる。

4 Sidney Davidson, Clyde P. Stickney and Roman L. Weil, *Intermediate Accounting: Concepts, Methods, and Uses*, 1981, The Dryden Press, paras. 19.1-19.2

(iii) 雇用者は一定の方式にしたがって、每期、現金をプランに拠出する。このとき「年金負債」の借方と「現金」の貸方に記入する。この過程を「年金負債の基金拠出」(funding pension liabilities)という。

なお、每期(ii)の段階で費用化される金額と(iii)の段階で基金拠出される金額とは一致するとはかぎらない。基金拠出額が費用化額よりも少ない場合には、その差額が期末に年金負債として貸借対照表に計上される。

このように、企業(=雇用者、年金スポンサー)側の年金会計の基本過程自体は簡単で、

① 見積年金費用の計上

(借方) 年金費用 $\times \times$ (貸方) 年金負債 $\times \times$

② プランへの基金拠出

(借方) 年金負債 $\times \times$ (貸方) 現金 $\times \times$

である。その費用計上は、このように現金支出にもとづくものではない。当該期間中に発生したものと計算される年金費用(→年金給付負債)は、あくまでも保険数理上の仮定にもとづく見積である。ただ、見積が保険数理士というプロフェッショナルの専門性によって支えられているのである。

(2) 年金プラン(プラン管理者)側の基本プロセス

(i) 年金プランは每期、プラン・スポンサーから現金を受取る。そのときのプラン側の仕訳は、

(借方) 現金 $\times \times$ (貸方) 従業員への年金負債 $\times \times$
である。

(ii) 時の経過(支払日が近づく)につれて、年金プランは年金負債の現在価値の増加を記録する。その仕訳は、

(借方) 利子費用 $\times \times$ (貸方) 従業員への負債 $\times \times$
である。一方、プラン・スポンサーから受取った現金を投資することから生ずる利益が記録される。その仕訳は、

5 1974年に制定された「従業員退職所得保証法」(ERISA)は期間の費用化額と同額を基金拠出すべきことを規定している。したがって、ERISAの制定以降は両者は一致するはずである。

(借方) 現金×× (貸方) 投資収益××

なお、この利子費用も投資収益も雇用者(スポンサー)の利益ではないから、年金プランの財務諸表で報告される。

(iii) プランが年金給付を支払う。その仕訳は、

(借方) 従業員への年金負債×× (貸方) 現金××

このように、年金会計の記録は企業(雇用者)の側とプラン側とで行なわれる。この両者を区別することが必要である。本稿では企業側の年金会計を主要な考察対象とする。

2. 一般に認められた会計原則にもとづく年金会計の処理

それでは雇用者(企業)の年金会計を、以下3つの設例によって考察することにしよう。⁶ それらの設例では、いずれも給付額規定年金プランがとられ、年金給付の計算には「発生給付原価法」(accrued benefit cost method)なる保険数理原価法が用いられている。

〔設例1〕

A会社が1981年12月31日に年金プランを設定した。そのプランは以下の算式によって得た年金額を退職後の各年度末に支払うことを保証する。

毎年の年金額 = $(0.2 + 0.01 \times \text{勤務年数}) \times \text{最高給与額}$

なお、年金は20年間支払われ、年金基金は年6%の投資利益を稼得すると仮定する。

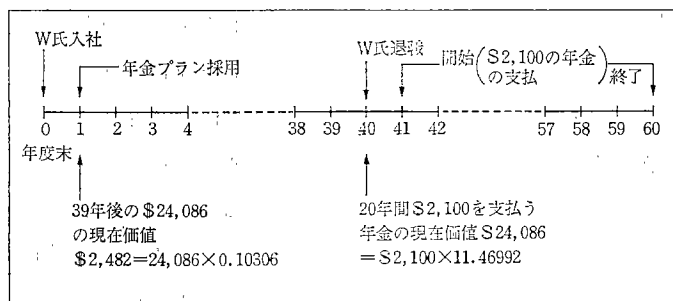
ウィルソン氏は1981年1月1日に年俸1万ドルで同社に入社し、40年間働いて退職するものと想定する。

以上の設例によってウィルソン氏の年金額を計算すると、 $(0.2 + 0.01$

6. 設例1, 2, 3とその処理方法はいずれもつぎのテキストによった。Davidson, Stickney and Weil, *op. cit.*, paras. 19.17~19.28

$\times 1) \times \$ 10,000 = \$ 2,100$ となる。この金額が退職後の各年度末に支払られるわけである。つぎに、退職後の1年目の年度末から20年間支払われる2,100ドルの年金額のウィルソン氏退職時(39年後の年度末)の現在価値を計算すると $\$ 24,086 (=2,100 \times 11.46992^7)$ となる。そしてさらに、その24,086ドルの1981年12月31日(すなわち、プラン採用時)の現在価値を年6%の利子率で割引いて計算すると、 $\$ 2,482 (=24,086 \times 0.10306^8)$ となる。この金額がウィルソン氏についての1981年度の年金給付発生額である。また、ウィルソン氏がプラン採用年度に入社したために、2,482ドルは同時に1981年度末の年金給付累積額(accumulated benefits)でもある。これらのことを図示すると第1図のようになる。

第1図 年金事項関連図



以上の計算にもとづく雇用者の仕訳を示すとつぎのようになる。

①年金費用の計上：

(借方) 年金費用 \$ 2,482 (貸方) 年金負債 \$ 2,482

7 11.46992 はつぎの算式によって算出される。

$$\frac{1 - (1+r)^{-n}}{r} = \frac{1 - (1+0.06)^{-20}}{0.06} = 11.46992$$

これらの数字はアメリカの教科書では普通、表になって示されている。

8 0.10306 はつぎの算式で求められる。

$$(1+r)^{-n} = (1+0.06)^{-39} = 0.10306$$

②年金基金拠出(費用と同額を基金拠出):

(借方) 年金負債 \$ 2,482 (貸方) 現金 \$ 2,482

このように、その年度に発生した年金給付が、その期間の年金費用の発生額と年金負債の増加額とされる。そして年金基金に拠出することによって負債は減少する。したがって、費用額と同額がつねに基金に拠出されるならば(会計の論理からすればその必要はないが)、雇用者(企業)の貸借対照表には負債は計上されないことになる。

〔設例2〕

設例1に引きつづいて、ウィルソン氏の給与は1982年に11,000ドルになり、勤務年数が1年増加した。

この場合、ウィルソン氏の1982年末までに稼得した年金額は \$ 2,420 $[=(0.2+0.01 \times 2) \times 11,000]$ である。そこで、設例1と同様の算式によって、ウィルソン氏退職後に \$ 2,420 が20年間支払られる年金の退職時の現在価値は \$ 27,757 $(=2,420 \times 11.46992)$ となる。さらに、この \$ 27,757 の1982年末の現在価値を計算すると \$ 3,032 $(=27,757 \times 0.10924)$ になる。この \$ 3,032 が1982年末におけるウィルソン氏の年金給付累積額である。したがって、1982年末には年金給付累積額は1981年末と比較して \$ 550 $(=3,032 - 2,482)$ 増加したことになる。その増加額の内訳はつぎのようになる。

| | |
|--|---------------|
| 1981年末の年金給付累積額 \$ 2,482 に | |
| 対する利息 $(2,482 \times 0.06)$ | \$ 149 |
| 給与の増加と勤務年数の増加にともなう | |
| 年金給付の増加 $[(2,420 - 2,100) \times 11.46992 \times 0.10924]$ | 401 |
| | <u>\$ 550</u> |

このように、年金給付累積額の増加額 550 ドルのうち、従業員の勤務年

数1年間の増加(その間の給与増を含めて)にともなう部分は401ドルである。この部分を年金プランの「正常原価」(normal cost)という。雇用者が年金費用として計上するのは、この設例の場合には401ドルのみである。なぜなら、年金の支払日が1年間近づくことによって増加する年金給付額(利子部分、この場合は149ドル)に対する支払手段は、すでにプランに拠出された基金について生ずる投資利益によってまかなわれるはずだからである。それゆえ、もし1981年末に雇用者が年金費用を計上するのみで年金基金に拠出しなかった場合には、この149ドルの利子部分をも「(借方)利子費用(貸方)年金負債」として計上することになる。設例1では1981年末に計上費用額と同額の2,482ドルの基金拠出がなされているので、雇用者側では149ドルについての費用計上はない。

そこで、1982年末の雇用者の会計処理を示すと、以下のようになる。

①正常原価の計上:

(借方)年金費用 \$ 401 (貸方)年金負債 \$ 401

②年金基金への同額の拠出:

(借方)年金負債 \$ 401 (貸方)現金 \$ 401

ここで、年金管理者(年金プラン)側の会計処理を1981年末までさかのぼって示すと以下のようになる。

年金管理者(年金プラン)側の処理

①スポンサーからの現金受領(1981.12.31):

(借方)現金 \$ 2,482 (貸方)従業員への年金負債 \$ 2,482

②現金の投資(1982.1.1):

(借方)投資 2,482 (貸方)現金 2,482

③負債に対する利子費用の計上(1982.12.31):

(借方)利子費用 149 (貸方)従業員への負債 149

④投資利益の計上(1982.12.31):

(借方) 現金 149 (貸方) 年金基金収益 149

⑤ スポンサーからの現金の受領 (1982.12.31) :

(借方) 現金 401 (貸方) 従業員への負債 401

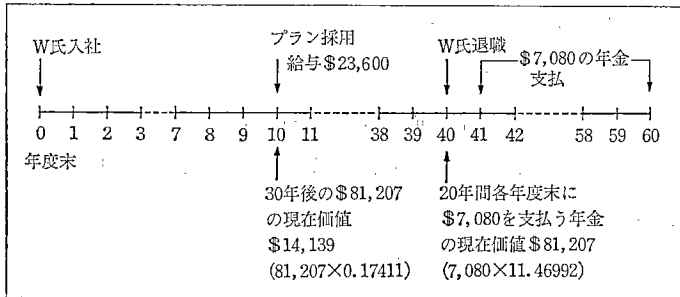
〔設例 3〕

1990年12月31日にA会社が年金プランを採用する。他の条件は設例1と同じである。10年前に入社したウィルソン氏の1990年の給与は\$23,600である。会社はプラン採用前の勤務年数について、年金給付への権利を与えるものとする。

この設例の意図はプラン採用前の勤務にかかわる年金費用(過去勤務原価)の取扱いである。

ウィルソン氏の年金額は\$7,080 $[(0.2+0.01 \times 10) \times 23,600]$ である。
\$7,080の20年間支払られる年金のウィルソン氏退職時の現在価値は、
設例1と同様の算式によって\$81,207 $(=7,080 \times 11.46992)$ である。そして、
\$81,207の1990年12月31日(プラン採用時)の現在価値は\$14,139 $(=81,207 \times 0.17411)$ である。この過程を図示すると第2図のようになる。

第2図 過去勤務に関する年金事項関連図



ところで、この1990年末の年金給付累積額14,139ドルは年金プラン採用以前に発生した年金給付の現在価値であるため、APB オピニオン第8号

のいう「過去勤務原価」(past service cost) である⁹。この過去勤務原価は全額プラン採用時の費用および負債になるのではない。オピニオン 8 号はこの過去勤務原価をプラン開始後の期間にわたって徐々に費用化する(これは過去勤務原価の償却=amortization という)方式をとっている。その費用化の幅を APB オピニオン 8 号は、最高限度で毎年、過去勤務原価の最初の金額の10%、最低限度で、未拠出過去勤務原価の利子相当額としている。

そこで、過去勤務原価の処理を明らかにするために、もう少し〔設例 3〕を発展させよう。

プラン開始後の1年目の1991年12月31日の年金費用を計算しよう。1991年のウィルソン氏の給与は5%上昇して24,780ドルであるとする。

1991年の正常年金原価をまず計算しよう。

$$\text{年金額} = (0.2 + 0.01 \times 11) \times 24,780 = 7,681.8$$

$$20\text{年間支払られる年 } \$ 7,681.8 \text{ の年金の退職時の現在価値} = 7,681.8 \times 11.46992 = 88,109.63$$

$$\$ 88,109.63 \text{ の } 1991 \text{ 年末現在価値} = 88,109.63 \times (1 + 0.06)^{-20} = 88,109.63 \times 0.184557 = 16,261.24 \rightarrow \$ 16,261$$

以上の計算によって、16,261ドルが1991年末の年金給付累積額である。前年度との累積給付の差額は\$2,122 (=16,261 - 14,139) である。

この内訳は前年末累積給付に対する利息が\$848.34 (=14,139 × 0.06) であるから、1991年の正常年金費用は\$1,273.66 (=2,122 - 848.34) である。

一方、過去勤務原価の費用化分はどうか。最大限10%の費用化をすると、プラン採用時の過去勤務原価が14,139ドルであるから、1,413.9

9 プラン修正による年金給付の増加も過去勤務原価または改訂前勤務原価 (prior service cost) であり、プラン開始による過去勤務原価と同様に処理される。

(14,139×0.1)ドルとなる。このうち、848.34ドルは利子相当額であるから、過去勤務原価の償却額は565.56ドルである。したがって、年金費用総額は以下の計算のように2,687.56となる。

| | |
|--------------|--------------------|
| 正常年金費用 | \$ 1,273.66 |
| 利子相当額 | 848.34 |
| 過去勤務原価の償却 | <u>565.56</u> |
| 1991年の年金費用総額 | <u>\$ 2,687.56</u> |

その仕訳はつぎのようになる。

| | | |
|------------------|-------------|-----------------------|
| (借方) 年金費用 (正常原価) | \$ 1,273.66 | |
| 年金費用 (利子相当額) | 848.34 | |
| 年金費用 (過去勤務原価の償却) | 565.56 | |
| | | (貸方) 年金負債 \$ 2,687.56 |

年金費用と同額を基金拠出する、とする。

(借方) 年金負債 \$ 2,687.56 (貸方) 現金 \$ 2,687.56

過去勤務原価の1991年末の金額は下の計算からわかるように \$ 13,573.44 である。この金額が未償却の過去勤務原価であり、かつ未拠出過去勤務原価 (この例では費用化と基金拠出額とが一致しているので) である。

| | |
|--------------------|------------------|
| 1990年12月31日の過去勤務原価 | \$ 14,139.00 |
| 1991年償却額 | <u>565.56</u> |
| 1991年12月31日の過去勤務原価 | <u>13,573.44</u> |

3. 一般に認められた会計原則にもとづく年金会計処理の特徴

以上、今日の年金についての一般に認められた会計原則 (以下 GAAP とも略称) である APB オピニオン第 8 号にもとづく年金会計の処理方法について具体的に説明してきた。そこにはいくつかの特徴点が見出されよう。ここではつぎの 3 点について、とくに指摘し、考察しておく。

(i) 保険数理原価法にもとづく見積計算

(ii) 負債の処理

(iii) 過去勤務原価の処理

(1) 保険数理原価法にもとづく見積計算

今日の年金会計を特色づけるものは何よりも、現金支出と分離しての費用計上である。年金が受給者に支払られるはるか以前に、将来支払られる年金額を見積って年金費用を計上する。したがって、ここでは現金主義に比較して、現金支出に先だって費用を計上することになるし、種々の仮定に依拠しての見積計算であるがゆえに、費用計算に著しい弾力性をもたらすことになる。現代年金会計は年金費用の計算を保険数理原価法に依拠させ、その算定にプロフェッショナルとしての保険数理士の援助を不可欠とすることによって、年金費用および年金給付の見積計算に科学性と妥当性を付与して、見積計算を合理化している。しかし、それが将来事象の見積計算であることにはかわりはない。

APB オピニオン第8号は認められる保険数理原価法として、以下の5つの方法をあげている。¹¹

(i) 発生給付原価法

(ii) 将来給付予測原価法

- a. 正常加入年令法 (entry age normal method)
- b. 個人水準保険料法 (individual level premium method)
- c. 総合保険料法 (aggregate method)
- d. 正常到達年令法 (attained age normal method)

(i)の「発生給付原価法」は、年金プラン設定後の勤務にもとづく将来の

10 APB Opinion No. 8, *Accounting for the Cost of Pension Plans*, 1966, para. 7. FASB Statement No. 35, *Accounting and Reporting by Defined Benefit Pension Plans*, 1980, para. 133.

11 APB Opinion No. 8, Appendix A.

年金給付（つまり正常原価）を、従業員の勤務に関連させて、給付の発生につれて認識・計上しようとする方法である。この方法によれば、ある年度の正常原価は、その年度の勤務に対するものとして従業員に与えられる将来給付の現在価値である。また過去勤務原価は、プラン設定以前の勤務に対するものとして従業員に与えられる将来給付のプラン設定日の現在価値である。またこの方法のもとでの年金費用は、さきの設例での処理からわかるように、(1)正常原価と(2)過去勤務原価にかかわる金額からなる。¹²

発生給付原価法が年金給付の発生したときのみ、その原価を認識するのに対して、(ii)の「将来給付予測原価法」は従業員の将来の予測される年金給付の原価総額を、過去、現在、将来の期間に割りふる方法である。¹³この方法には(a)～(d)の4つの方法が含まれる。

現在の年金会計はこれらの5つの保険数理原価法のいずれを選択してもよい。したがって、いずれを選択するかによって年金費用は大きく変化することになる。

デビッドソンたちは5つの方法による年金費用の計上傾向を第3図のよう示している。それによると、発生給付原価法は初期の年度の費用計上が少く、後年度になるにつれて増加する方法であり、逆に、個人水準保険料法は初期の年度にもっとも多く年金費用を計上する方法であることがわかる。

(2) 負債の処理

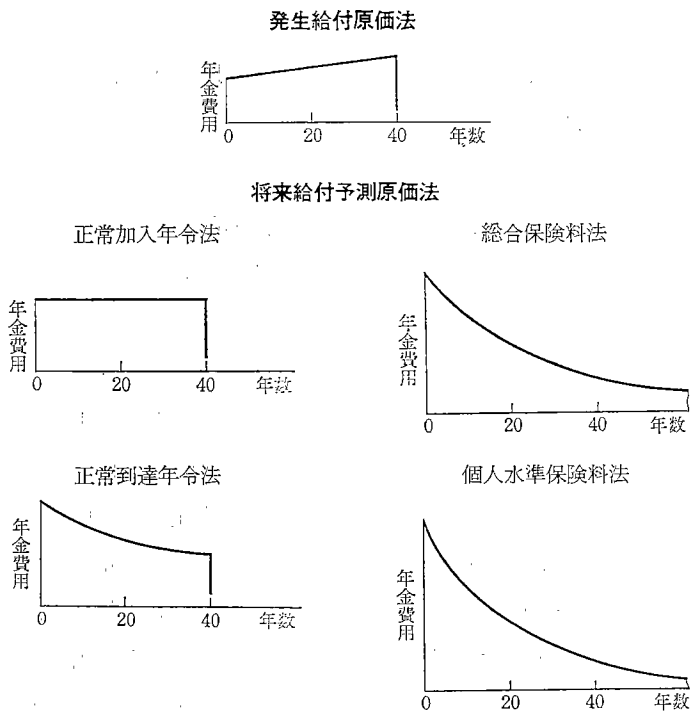
今日の年金会計について第二に注目すべきことは、年金負債の認識と消去についてである。

雇用者（企業）の会計においては、年金負債は年金費用の計上にもなっており、年金給付の発生にもなっており、独自に計上されるの

12 APB Opinion No. 8, Appendix A.

13 APB Opinion No. 8, Appendix A.

第3図 5つの保険数理原価法の費用曲線



出所: Davidson, Stickney and Weil, *op. cit.*, p. 19-23

ではない。また、その消去はプランへの年金基金拠出によってなされ、年金受給者への支払によって消去されるのではない。したがって、貸借対照表上の年金負債勘定は、企業が将来支払うべき年金給付の現在価値（年金給付累積額）を表すものではない。それは計上した年金費用と基金拠出額との差額を意味するにすぎない。

(3) 過去勤務原価の処理

指摘さるべき第3点は、過去勤務原価はプラン設定または修正時においてただちに全額計上されるのではない、ということである。過去勤務原価は APB オピニオン 8号が定める最低限度と最高限度の範囲内において費

用化されるのであるから、未償却の過去勤務原価は年金費用にも、年金負債勘定にも反映されないわけである。

以上指摘した3点が、APB オピニオン 8号以降の雇用者(企業)の年金会計の検討課題にもなっている。

Ⅲ 初期年金会計規定

——『会計研究公報』第36号と第47号——

前項においては、今日の GAAP にもとづく年金会計の処理方法をみてきた。そこでは年金給付の発生にもとづいて年金費用を計上するという発生主義と、その年金給付の発生の算定を保険数理士の専門的知識と経験に依存させる方法がとられている。このような現代的方式にいたる以前においては、退職した従業員への実際の年金支払にさいして年金費用を計上する方式 (pay-as-you go method) や、退職時に従業員の年金給付を一度に年金基金に拠出し、その拠出額をもって年金費用とする方式 (terminal funding method) や、また毎期の年金基金拠出額をもって年金費用とするなどの、現金主義的方法がとられていた。そして、その拠出額は会社の利益によって変えるというように、しばしば随意であった¹⁴、という。以下では、そのような現金主義方式にかえて、今日の発生主義的な年金会計方式にいたった過程を、『会計研究公報』、『APB オピニオン』、『FASB ステイトメント』の年金会計規定の変遷のなかに、みてゆくことにする。

1. 『会計研究公報』第36号「過去勤務にもとづく年金原価の会計」

年金会計に関連する最初の会計原則は会計研究公報第36号(1948年)で

14 FASB, *Background Paper: Accounting for Pensions by Employer*, March 1980, p. 5.

あった。36号は年金会計全般を扱ったものではなく、「過去勤務原価」の処理のみを扱ったものであった。当時の過去勤務原価についての処理方法には、(a)剰余金にチャージする方法、(b)年金プラン設定にかかわる費用をプラン開始時の利益にチャージする方法、(c)現在および将来の期間に配分する方法、などが存在していた¹⁶という。36号は過去勤務原価の計算は過去の勤務に依拠するものであるが、それは年金プランの採用によって得られる便益 (benefits) に貢献するものであるという。「その便益には従業員のモラルの高揚、老令化した従業員の解雇、よりのぞましい人材の誘引と保持、およびその他経営上の改善をもたらすものを含む、と通常考えられる¹⁷」としている。36号は年金プランの採用がこのような将来便益をもたらすことを理由に、プランの採用によって生ずる過去勤務原価を、現在および将来期間に配分すべきことを主張する。

「(a)過去勤務にもとづく年金原価は現在および将来期間に配分すべきである。しかしながら、その金額が単一の期間の業績をゆがめるほどに巨額でない場合には、当該期間に計上してもよい。

(b)過去勤務にもとづく年金原価は剰余金にチャージすべきではない。」¹⁸

このことは過去勤務原価を過去の利益(剰余金)の修正としてではなく、期間の費用として処理すること(すなわち期間費用の増大化)を会計原則化したことを意味する。ただ、36号は過去勤務原価の配分の具体的方法については述べていない。

2. 『会計研究公報』第47号「年金プラン原価の会計」(1956年)

15 会計研究公報第36号はそれまでの公報を改訂・集成的会計研究公報第43号第13章セクションAに、実質上変更なしに収められた。

16 *Accounting Research Bulletin* No 43, *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, Chapter 13, Section A, para. 2.

17 *Ibid.*, para. 3.

18 *Ibid.*, para. 4.

36号が過去勤務原価の配分のみを規定したのに対し、47号は36号の立場を再確認するとともに、さらに発展して年金原価の算定を保険数理法を用いて行うことをのぞましい、とした。したがって、現金支出に依拠しない年金費用の見積計上という、今日の年金会計への方向が示されたともみることがができる。

47号はまず、過去勤務原価の扱いについてはつぎのようにいう。

「……当委員会は、過去勤務原価はそれによって便益をうける現在および将来期間の営業活動に対してチャージすべきであって、プラン開始時の利益剰余金に対してチャージすべきではない、という意見である。」¹⁹

そして、その過去勤務原価の配分は、「系統的で合理的な基準にもとづいておかない、かつ、いずれかある年度の営業成績をゆがめないかぎり、合理的な期間にわたってチャージすべきである」²⁰としている。だが、その「合理的期間」についての判断の基礎をなす「便益をうける期間」の長さについては著るしく意見が異なり、実際にはきわめて多様な幅のなかで過去勤務原価の費用化がなされたことを、47号は指摘している。²¹

つぎに、47号は年金原価の測定法として、保険数理法への傾斜を示している。

「多くの人々の見解によれば、年金プランにおける原価の発生は、そのプランによって規定されるか、またはそのプランのもとでの債務についての厳格な法的解釈によって支配される基金拠出契約に、必ずしも従う必要はない。それらの見解によれば、……会計目的のためには、プランは修正されたり、更新されたり（期限到来のために）することはあっても、いつまでも継続すると仮定することが、ほとんどの場合において合理的である。この見解によれば、現在および将来勤務にもとづく（年金）原価は、対象とする従業員の予測される勤務期間にわたって、一般に保険

19 *Accounting Research Bulletin No. 47, Accounting for Cost of Pension Plans*, 1956, para. 3.

20 *Ibid.*, para. 5.

21 *Ibid.*, para. 5

数理計算 (actuarial calculation) にもとづいて系統的に計上 (accrued) されるべきである。²²

47号は、このような見解を「費用と収益との合理的対応をもっともよく達成する方法であり、したがって、のぞましいもの (preferable)²³」であるとみるが、「しかし、年金原価の会計に関する意見は、現時点では、ある一つの方法で意見の一致が得られるほどにはまだ十分に具体化されていない²⁴」と考えている。そのことから、結論的には以下のような抽象的な規定をするにとどまった。

「……現在のところでは委員会はずぎのように考える。勘定および財務諸表は、従業員に対して保証された年金の権利を限度として、最低限、保険数理によって計算された従業員に対する年金義務の現在価値に等しい発生額を、そして貸借対照表の場合には累積信託基金または購入年金契約を控除して、計上すべきである。²⁵」

このように、47号は現金支出にもとづく年金費用の計上を否定して、保険数理法にもとづく年金費用の見積計上を明確に支持する立場をとっている。具体的な結論としては、一つの方法を具体化せず、「最低限……」という抽象的な規定になっているとしても、保険数理法を支持する立場にあることには変わりはない。このことは47号が現金支出とは離れての、早期の費用見積計上への方向に進んだことを示している。

IV 現代年金会計原則の形成

1. 今日の年金会計規定

—『APB オピニオン』第8号 (1966年) —

22 *Ibid.*, para. 5.

23 *Ibid.*, para. 7.

24 *Ibid.*, para. 7.

25 *Ibid.*, para. 7.

今日の雇用者(企業)の年金会計を規定している GAAP は APB オピニオン第8号「年金プラン原価の会計」(Accounting for the Cost of Pension Plans, 1966)である。

さきにもたように、会計研究公報第47号では保険数理法にもとづく年金原価の測定をのぞましいものとしたが、その規定に具体性を欠いていたためか、その後においても「年金プラン原価の会計は会社間において、それぞれ大きく相違していたし、ときには、同一会社の年々の年金原価の計上額においても、大きく変動する結果になった²⁶」という。APBは『会計調査研究』第6号、Ernest L. Hicks, *Accounting for the Cost of Pension Plans*, 1965, の保険数理原価法にもとづく発生ベース会計の適用、という勧告を基本的にとり入れて²⁷、保険数理原価法にもとづく年金費用の見積計上方式を、このオピニオン第8号において具体化した。

(1)発生主義による年金原価の計上と保険数理原価法の使用

APB オピニオン第8号は、まず「年金原価は関連する管理費用を含めて、発生主義によって計上すべきである²⁸」とし、その年金原価の計算には「保険数理の技術と判断を必要とする²⁹」、そして「一般に、……年金原価は保険数理士の研究によって決定されるべきである³⁰」としている。つまり、何よりも、年金費用の算定・計上を年金の実際の支払とか、年金基金への拠出といった現金支出と切り離して、いわゆる発生主義にもとづいて行なうこととし、かつその計算の妥当性の根拠を保険数理士というプロフェッ

26 FASB, *Discussion Memorandum: Employer's Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits*, 1981, p. 116, B-10.

27 Hicks は正常加入年令法をのぞましいものとしたのに対して、APB オピニオン8号はそれをも含む5つの保険数理原価法を認められる方法としたことなど、具体的な点においては異なるところがあるが、基本線においては、APB 8号は Hicks の研究結果をとり入れた、といえる。

28 APB Opinion No. 8, *Accounting for the Cost of Pension Plans*, *op. cit.*, 1966, para. 11.

29 *Ibid.*, para. 7.

30 *Ibid.*, para. 7.

シヨナルの技能と判断に求めたのである。このことによって、「最上の見積でも見積である」³¹といわれる年金原価の見積計算を論理化したのである。

また、認められる保険数理原価法としては51頁に示した5つの方法をあげ、そのいずれをも自由に選択できるが、継続して適用しなければならない、³²としている。

(2) 年金原価(費用)計上額の最高限度と最低限度

APB 8号は毎期の年金原価は、認められた保険数理原価法のいずれかにもとづいて算定しなければならないこととし、その計上額は以下に示す最低限度額と最高限度額の範囲内にすべきものとしている。

最低限度額

(i) 正常原価

(ii) 未拠出の過去勤務原価に対する利子相当額

(iii) 受給権の発生している給付 (vested benefits)³³ についての計上額

最高限度額

(i) 正常原価

(ii) 過去勤務原価の10% (全額償却するまで)

(iii) プラン修正によって生ずる改訂前勤務原価の増減額 (通常は増加) の10% (完全に償却するまで)

31 Davidson, Stickney and Weil, para. 19.75.

32 APB Opinion No. 8, para 17 and Appendix A, Actuarial Cost Methods.

33 将来支払られる年金給付に対する従業員の権利は「完全保証」(fully vested), 「部分保証」(partially vested), 「無保証」(nonvested) にわけられる。「完全保証」の場合には、従業員は中途退職によっても年金給付を受取る権利を剥奪されないが、「無保証」の場合には、その権利をすべて失う。「部分保証」の場合には権利は徐々に保証されてゆく。たとえば、5年間勤務した従業員には何も保証されないが、10年間勤務すると年金給付は50%保証され、15年以上勤務すると100%保証される、というように。したがって、保証条項 (vested provisions) の性格はある会計期間に生ずる年金給付の現在価値に影響を与えることになる。ERISA は15年間勤務するまでに企業が完全保証にすべきことを定めている、という。(Davidson, Stickney and Weil, *op. cit.*, paras., 19.6~19.7).

(iv)年金費用計上額と基金拠出額との差額に対する利子相当額
以上の合計額を超過してはならない。³⁴

なお、この年金原価の計上限度額は税法上においても控除を認められる
限度額である。³⁵

このように、APB 8号は認められる保険数理原価法を定め、毎期計上
しうる原価(費用)額の最低限度と最高限度を定めて、年金費用計上方法
についての具体化をはかったとはいうものの、一つは保険数理原価法の選
択を認めたことによって、さらには、とりわけ過去勤務原価の費用化に大
きな幅を持たせた(最少は利子相当額のみ、最高は10%)ことによって、年金
原価の計上に大きな弾力性を持たせている、といえる。

(3)過去勤務原価の処理と年金負債の計上

毎期の正常年金原価は保険数理原価法によって算定され、年金費用と年
金負債とに計上される。つまり、発生する年金原価に相当する年金負債が
計上されるわけである。そしてその負債は年金基金への拠出によって消去
されるために、年金基金への拠出額が年金費用の計上額を下まわる金額の
みが貸借対照表に年金負債として表示されることになる。だが、過去勤務
原価については状況は異なる。

過去勤務原価は年金プランの採用または修正時に、全額、費用と負債に
計上されるのではない。さきに述べた最高限度額を超えない範囲におい
て、「過去勤務原価の償却は合理的かつ規則的な計画にもとづいてなされ
なければならず、また、一般に毎期の償却額は合理的に安定したものとな
らなければならない」としている。³⁶つまり、過去勤務原価は長期間にわた
る償却を通じて、はじめて費用化されるとともに、年金負債に計上されて

34 APB Opinion No. 8, para. 17.

35 Ray M. Sommerfeld, *Federal Taxes and Management Decisions*, Richard
D. Irwin, Inc., 1974, p. 139.

36 APB Opinion No. 8, para. 23.

ゆくことになる。したがって、APB 8号のもとにおいては、未提出であっても未償却の過去勤務原価は貸借対照表への表示を要求される負債とはならないのである。³⁷

(4) 保険数理利得・損失の処理

保険数理原価法は年金原価を従業員の平均寿命、中途退職率、インフレ率、年金基金の投資利益率などの保険数理上の仮定にもとづいて計算する。それは必然的に将来事象についての見積にもとづかざるをえない。だが、最上の見積でもやはり見積にすぎないのであるから、現実の事象は見積の事象と一致することはまずない。したがって、実際の経験に照して見積を修正する必要がある。その保険数理上の誤差による損益が保険数理利得および損失である。³⁸

保険数理利得・損失の認識については、実務上は、即時認識、分散法および平均法の3つが用いられているが、³⁹ APB 8号は「年金原価の長期的性質を反映するような一貫した方法で年金原価の計上額に影響させるべきである」としている。⁴⁰ 具体的には保険数理損益を、「当年度および将来の何年間かにわたって分散」⁴¹ させる分散法か、将来発生すると思われるものも考慮に入れて、過去に発生した保険数理純損益の平均を正常原価に対して適用する平均法によることを規定している。⁴² しかし、その分散を何年間にわたっておこなうかは企業の判断にゆだねられることになる。

(5) 開示

APB 8号は財政状態および経営成績の理解を助けるために、つぎの5

37 *Ibid.*, para 18.

38 *Ibid.*, para. 25.

39 *Ibid.*, para. 26.

40 *Ibid.*, para. 30.

41 *Ibid.*, para. 30.

42 FASB ステイトメント35号以後は保険数理利得・損失は、それが発生した年度の損益に計上するようになった (*FASB Statement No. 35, para. 23*)。

つの事項を財務諸表または脚注において開示すべきものとしている。

- ①対象となる従業員グループを確認または記述して、かくかくの年金プランが存在する、という説明。
- ②会社の会計方針および年金基金拠出方針についての説明。
- ③当該期間の年金原価計上額。
- ④受給権が発生している年金給付の保険数理計算価値が、年金基金と貸借対照表上の年金収益 (pension accruals) との合計額を超過する金額より、前払年金または繰延費用を控除した金額。
- ⑤会計方法の変更 (保険数理原価法、過去勤務原価の償却、保険数理利得および損失の取扱法などの変更)、状況の変化 (保険数理仮定の変更など)、あるいは年金プランの採用または修正⁴³のような表示期間全体の比較可能性に影響を与える重要な事項の性質と影響。

(6) APA オピニオン第8号の特徴とそれへの批判

以上考察してきたように、APB 8号は会計研究公報47号が示した、①現金主義からの離脱=発生主義、②保険数理法にもとづく年金費用の見積計上、という基本的方向にたつ会計規定を具体化した。そのことによって年金会計と保険数理士との結びつきを不可欠にした。

オピニオン8号はこのように年金費用の計上を現金支出 (基金への拠出) から切り離し、保険数理計算に依拠せしめることによって、年金会計の実務の幅を、それ以前と比較すると狭めることに貢献したといわれる。しかし一方では、保険数理原価法間の選択を認めたことによって、そしてまた、過去勤務原価の償却に相当に大きな自由を与えたことにより、また保険数理利得の処理に異なる方法を認めたことによって、「会社は利益に含める年金費用の金額について幅広い自由な選択をなすことができる⁴⁴」という批判がしばしばなされている。APB 8号によって年金費用の計上についての弾力性が著るしく狭められたわけではない。

43 APB Opinion No. 8, para. 46.

44 FASB, *Discussion Memorandum: Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits*, 1981, p 119, c.

また、「APB 8号は『基金拠出されていない過去勤務原価』を負債として扱うべきことを要求していない。その根拠はこじつけであり、論理的な根拠によって支えることは困難である⁴⁵』といった類の批判もしばしばなされるところである。このような批判のなかには、その後の年金会計の検討の方向が示唆されている、といえよう。

2. 年金プランによる年金情報の開示

1980年3月に、FASB ステイトメント第35号「給付額規定年金プランによる会計と報告」(Accounting and Reporting by Defined Benefit Pension Plans) が出された。これは雇用者(企業)の年金会計ではなしに、年金プランそのもの(プラン管理者)の会計を扱ったものである。

FASB ステイトメント35号はその目的をつぎのように述べている。

「年金プランの財務諸表の主目的は、期日到来時の年金給付の現在および将来の支払能力を査定するために、有用な財務情報を提供することである。⁴⁶」

これは APB オピニオン 8号の規定によって年金給付累積額や、それに対して拠出された年金基金などが表示されないことからくる新たな開示要求の増大の理由を示すものであろう。

FASB ステイトメント35号は具体的にはプランの年々の財務諸表に、以下の情報を含めることを要求する。

- a. プランの年度末現在の年金給付に利用可能な純資産についての情報。
- b. 年金給付に利用可能な純資産の当該年度中の変化についての情報。
- c. プランの期首または期末のいずれかの時点での年金給付累積額の保険数理現在価値。

45 *Ibid.*, p. 119, a.

46 *FASB Statement No. 35, Accounting and Reporting by Defined Benefit Pension Plans*, 1980, para. 5.

- d. 年金給付累積額の保険数理現在価値の年々の変化に影響を与える要素について⁴⁷の情報。

このように、35号は基本的には年金給付累積額の現在価値と、その支払に利用する年金資産額を示すことによって、支払能力情報を示すことを意図している。したがって、年金給付(債務)も資産も現在価値による表示を基本としている。たとえば、年金資産の大きな部分を構成する年金投資については、報告日の公正価値 (fair value) によって表示すべきもの⁴⁸としている(ただし、建物、設備などの年金の営業用資産については原価マイナス減価償却費で表示)ごとくである。なお、年金給付累積額についての保険数理現在価値 (actuarial present value of accumulated plan benefits) とは、デビッドソンたちの説明によれば、発生給付原価法によって計算されたものである⁴⁹という。

3. 雇用者による年金情報開示

35号はプラン側の会計であるがゆえに、本来、雇用者(企業)側の会計に影響を与えるものではない。したがって、雇用者の年金会計処理基準としては APB 8号がそのまま今日の一般に認められた会計原則である。しかし、35号によるプラン側での新たな年金情報開示に関連して、雇用者側での年金情報開示にも一定の修正がなされることになった。そのステイトメントが FASB ステイトメント第36号「年金情報の開示: APB オピニオン第8号の修正」である。この36号は開示に関して35号との調整をはかるためのものであるが、同時に、年金会計の新たな展開にむけての中間ステップ⁵⁰であると考えられる。

47 *Ibid.*, para. 6.

48 *Ibid.*, para. 11.

49 Davidson, Stickney and Weil, *op. cit.*, para. 19.68.

50 FASB は現在、雇用者の年金会計についての新たな会計基準を確立すべく、検討中

さて、36号は給付額規定年金プランについては、APB 8号の開示規定の第4項(62頁の④)を削除して(他の4項目についてはそのまま開示を要求)、以下の情報を開示することを要求する。

- a. 受給権の発生している年金給付累積額の保険数理現在価値。
- b. 受給権の発生していない年金給付累積額の保険数理現在価値。
- c. 給付に利用可能な年金プランの純資産。
- d. 受給権の発生している年金給付累積額および受給権の発生していない年金給付累積額の保険数理現在価値の決定に用いられた仮定の利益率(予想投資利益率)。
- e. 給付情報が作成された日付。

このような36号の規定をうけて、企業は年金情報の開示を脚注においておこなっている。その状況は AICPA, *Illustrations and Analysis of Disclosure of Pension Information*, 1981に示されているが、たとえば、同書7頁にのせられている E. I. Du Pont の年金情報(財務諸表の脚注)はつぎのごとくである。

E. I. Du Pont の年金情報開示

| | | |
|----------------------|-----------------|-----------------|
| 年金給付累積額の保険数理現在価値 | 1980.12.31 | 1979.12.31 |
| 受給権の発生している給付 | \$ 3,878 | \$ 3,804 |
| 受給権の発生していない給付 | 71 | 68 |
| | <u>\$ 3,949</u> | <u>\$ 3,872</u> |
| 年金給付に利用可能な純資産(市場価値で) | \$ 5,537 | \$ 4,286 |

これらの「年金給付累積額」および「給付に利用可能な純資産」の情報

を重ねている。1981年には *FASB Discussion Memorandum: Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits* (February 1981) を出し、その討議、資料の検討を踏まえて、1982年には *Preliminary Views of FASB on Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits* (November 1982) を公表した。これらのプロジェクトは雇用者の年金会計についての新展開になるものと思われる。FASB 36号はそのプロジェクトの完成を待つ間の中間ステップである、といわれる (*FASB Discussion Memorandum, op. cit.*, 1981, para. 8)

51. *FASB Statement No. 36, Disclosure of Pension Information: An Amendment of APB Opinion No. 8, para 8.*

は、APB 8号にもとづく会計処理によっては、財務諸表上の勘定項目として現われ得るものではない。APB 8号の処理によっては計上されえない年金についての負債・資産の情報を補うものである。その意味で、APB 8号では雇用者（企業）が計上する年金費用に焦点があるのに対して、FAS B ステイトメント 36号では35号とともに年金負債（その支払能力との関係で資産をも含めて）に焦点があるといえよう。このような負債を貸借対照表の本体に計上しうるようにするためには、そのような負債を包摂しうるだけの新たな負債概念が確立されなければならないはずである。したがって、それらの情報が脚注情報として開示されるのは、一方ではそれを貸借対照表上の負債としうるだけの負債概念⁵²を確立しえていないからであろうが、他方では、それにもかかわらず、脚注情報として開示されるのは、必然的に見積とならざるをえない主観的な年金費用の計上を、年金負債の存在を示す情報によって論理化することに機能しうるからであり、また年金負債拡大への中間ステップとせんがためであろう。

V 現代年金会計の機能と特徴

以上、アメリカにおける年金会計の処理方法をふまえて会計原則の形成過程を考察してきた。その過程は発生主義（＝見積）にもとづく年金費用の計上＝年金費用拡大への過程であった。1948年の最初の年金会計原則（ARB 36号）においては、問題の多い過去勤務原価を独立してとりあげ、それを剰余金賦課項目ではなしに、将来の期間にわたって期間費用項目として負担させるべきものとした。このことは直接的には期間費用の増大化

52 事実、1981年の年金会計プロジェクトの討議資料や、『予備的見解』（1982年）においては、財務会計概念ステイトメント第3号が、年金給付債務を貸借対照表の負債として論理化するためのよりどころとして、重要な役割を果たしている。

の意味をもつが、その後の年金会計原則形成の流れのなかでみれば、過去勤務原価(年金プランの修正原価を含めて)を正常原価とともに、期間年金費用を構成するものとして位置づけるものになったといえよう。さらに、会計研究公報第47号(1956年)は現金支出から離れて年金費用を計上すること、すなわち、保険数理計算にもとづいて年金費用を計上することを妥当とする姿勢を示した。そして、その方向が具体化されて、今日の雇用者(企業)の年金会計処理基準を構成する APB オピニオン 8 号となったのである。この過程は年金給付の実際の支払や年金基金への拠出といった現金支出にはとらわれない、会計上のいわゆる「発生」にもとづく年金費用の計上である。この「発生」にもとづく年金費用の計上は、数年、数十年後に予定される年金の支払(場合によったら支払られないかもしれない)に先立っての費用計上であり、またその支払いにそなえての年金基金への拠出に、論理的にはとらわれることなくなされる費用計上であるという点で、現金主義よりも早期の費用計上である。また、その計上年金費用の見積は、インフレ率、予想投資利益率、平均寿命、中途退職率等々の将来事象を仮定して算定される将来の予想年金給付支払額にもとづくものであるから、そこには年金費用を客観的に検証しうる物的な証拠はない。まさに「多くの年数にわたる予測と近似値についての判断をとまなう主観的な予測」⁵³なのである。さらに、その予測にもとづいて計算される将来年金給付支払額を期間に割りつける方法にはいくつもの認められる方法(保険数理原価法)が存在するのであるから、現代年金会計によって算定される年金費用はきわめて多様であり、きわめて判断の余地が大きい。その判断の余地は、近代会計のなかにも存在していた固定資産の耐用年数や貸倒損失の見積などの比ではない。このような見積と判断にもとづく年金費用の計上は

53 Bla kburn H. Hazlehurst, Auditor/Actuary Relations Under ERISA: As an Actuary Sees It, *Journal of Accountancy*, July 1978, p. 58.

費用の弾力的計上と拡大に機能するものとなる。

FASB ステイトメント第36号は直接的には年金給付債務と、その支払に利用可能な資産の開示規定ではあるが、それは見積と予測にもとづいて、早期に弾力的に計上される年金費用を、これまた見積と予測によって算出される莫大な年金給付累積額（将来支払られるであろう年金負債）の存在を示すことによって合理化しようとするものである。さらにまた、今後の展開が予想される年金給付累積額の会計上の負債化⁵⁴という傾向からみれば、36号の開示は年金負債拡大化（それにとまらぬ費用の拡大）への中間ステップであるとみることができる。

このように、今日までの年金会計原則の形成過程で示された発生主義という名の保険数理法にもとづく年金会計は、従来の会計にみられた水準をはるかにこえる見積と判断にもとづく会計であり、それによる巨額な費用拡大⁵⁵である。ここにこそ現代年金会計の現実の機能がある。

現代の年金会計が従来の程度をはるかに上廻る見積と予測に依拠せざるを得ないがゆえに、年金会計は保険数理法に計算のよりどころを求め、保険数理士なるプロフェッショナルの権威にたよらざるを得ないという特徴をもっている。「財務会計基準審議会 (FASB) はその (年金会計基準形成一加藤) プロジェクトの開始以来、保険数理士の役割がすべての要求される給付情報の開発において絶対に必要であることを認識してきた。審議会は有意義で、かつ実行可能な給付情報を決定するための基本的な方法を開発

54 このような方向は Lucas & Hollowell の論文 Pension Accounting: The Liability Question, *Journal of Accountancy*, October 1981, や FASB の Preliminary Views of FASB on Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits, 1982, の勧告にみられる。この現代年金会計の新動向の分析は別稿「現代年金会計の展開方向」『会計』1984年7月号においておこなっている。参照されたい。

55 年金および退職費用 (pension and retirement expense) (両者が別々に示されていないので、年金のみの比率はわからないが) の労務費合計にしろる比率は1980年で7.4%; それ以前の4年間では7.8%だという (Pension Liabilities: Improvement is Illusory, *Business Week*, September 14, 1981.)。

するために、American Academy of Actuaries と多方面にわたって協力し、努力してきた」といっている。このように、⁵⁶現代年金会計は保険数理士なるプロフェッショナルの存在を前提しなければ、なりたちえないのである。現代年金会計が物的な基準からますます離れ、主観的・論理的なものに依拠せざるをえなくなるなかで、公認会計士ばかりでなく、他のプロフェッショナルの権威をも借りざるをえなくなっているのである。

しかし、どんなにプロフェッショナルの権威に依拠しても見積を事実にかえることはできない。「最上の見積でも見積にすぎない」⁵⁷のである。しかもプロフェッショナルの判断がその高度な知識と経験に支えられて妥当な幅のなかにおさまるものかといえ、必ずしもそうではない。たとえば、年金給付債務の計算において各社が保険数理仮定として用いた利子率は、1981年の302社についてみると、5%から14.5%の幅であったという。⁵⁸この仮定の利子率を動かすことによって年金給付債務が、そして年金費用が大きく変動することは、さきの処理方法のところ考察した計算プロセスからも明らかである。ビジネス・ウィークはつぎのように指摘している。

「わが国の主要な会社の年金基金についての新しい数字は……混乱する事実を浮きぼりにしている。これらの年金基金における資産の現在価値は……受給権のある年金の権利の現在価値にはるかに及ばない。そして、そのギャップは大きい、誰もそれを正確に測定することはできない。なぜなら、会計士と保険数理士が、企業が年金負債の数量化に幅広い選択可能な方法を用いることを許しているからである。」⁵⁹

このように、現代年金会計上の年金負債も年金費用も、多くの将来事象の仮定とプロフェッショナルの判断によって作り出される論理的な数字

56 FASB Statement No. 35 para. 133.

57 Davidson, Stickney and Weil, *op. cit.*, para. 19, 75.

58 FASB, *Preliminary Views of FASB on Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits*, 1982, para. 120.

59 Editorial—"Accounting for Pensions", *Business Week*, July 18, 1977, p. 96.

であり、会計上の利益数字に影響を与える(利益を小さくする)論理的な概念なのである。そして、論理的な概念であり、数字であるからこそ、ますますプロフェッショナルの権威による論理化を必要としているのである。

さらに、現代年金会計上の年金費用と年金負債がこのような見積りと判断にもとづく主観的な数値であり、論理的な概念であるがゆえに、原価配分、客観性を中心とする論理によってはそれらを合理化することはまったく不可能になっている。しかも、年金給付累積額を負債化しようとする動向が具体化されつつある今日の状況のもとでは、伝統的な負債概念は現代年金会計の要求のまえに、まったく無力になっている。年金負債を論理化しうる新たな負債概念が、現代年金会計実務の進展のなかで要求されているのである。その年金負債の論理化という新たな要求に応えようとするものが財務会計概念ステイトメント・シリーズ、とりわけ第3号における負債概念である。この点は今後刊行を予定されている年金会計プロナウンスメントのなかで、より鮮明になることであろう。

現代会計の典型といわれる年金会計は、典型といわれるにふさわしく、論理的な性格を色こくもつがゆえに、他の現代会計と同様に、またはそれ以上に、プロフェッショナルの権威による合理化と、概念ステイトメントを中心とする新たな概念による論理化に依拠しているのである。